

感染拡大防止に向けた対策（令和3年4月15日）

1 医療提供体制等について

(1) 家庭における感染防止対策について

① ウイルスを家庭に持ち込まない

リスクの高い行動の自粛、基本的な感染対策の徹底

② ウイルスを家庭内に広げない

「人にうつさない行動」の実施、帰宅後のマスク処分や石けん手洗い 等

③ ウイルスを家庭外に広げない

検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合は通勤・通学などの外出を控え、電話でかかりつけ医に相談、家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合は出勤や登校を自粛 等

(2) 鳥取県とのワクチン共同接種体制について

- ・兵庫県と鳥取県の1市6町（兵庫県<香美町・新温泉町>、鳥取県<鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町>）において、住民がいずれの接種医療機関でもワクチン接種を受けられるよう共同接種体制の構築に取り組む

2 感染拡大防止に向けた要請等について

(1) 外出自粛等

- ・時短要請がされている時間帯に飲食店等にみだりに出入りしないよう要請
- ・不要不急の外出・移動自粛や混雑している場所や時間を避けて行動するよう要請 等

(2) 飲食店等の営業時間短縮【要請】

① 神戸地域、阪神南地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、 西宮市、芦屋市)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/店舗 ×時短営業日数
4/5(月) ～5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・感染対策の徹底	事業規模(売上高)に応じた支給額

② 阪神北地域、明石市

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、 猪名川町)、 東播磨地域(明石市)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/店舗 ×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・感染対策の徹底	事業規模(売上高)に応じた支給額

③ 東播磨地域(明石市除く)、中播磨地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	東播磨地域(加古川市、 高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、 市川町、福崎町、神河町)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/店舗 ×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水祝)			事業規模(売上高)に応じた支給額(予定)

また、県全域に感染防止対策の徹底を要請

3 大学：専門学校等に対する感染防止対策強化の要請について

(1) 授業形態

- ・対面授業の際は感染防止対策の徹底を要請、オンライン授業を積極的に活用すること

(2) 部活動・サークル活動

- ・県外活動は、実施しない。
- ・県内活動は、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど移動人数を最小限にとどめること 等

(3) 外出・飲食

- ・学生・教職員に対し、不要不急の外出・移動自粛など感染防止対策の徹底を呼びかけ

(4) 学生への呼びかけ

- ・教育活動の場において、知事メッセージや学生向け動画等を配布・送信し、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかけ

4 公立学校等における感染拡大防止対策について

① 教育活動

学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

② 部活動【4/19(月)～5/5(水・祝)】

同上3(2)

5 兵庫県営住宅における収入減少者等に対する入居支援について

新型コロナ感染拡大により、住まい確保に影響を受けている方の支援を拡充

① 提供戸数をこれまでの10倍・3000戸に増加

② 初期費用をゼロ円とし、これまでの敷金免除に加え、3ヶ月間の家賃徴収猶予及び入居時からの家賃を減免

③ 申請書類を簡素化。離職証明書や住民票の提出を不要とすることにより、住宅困窮者が入居しやすくなり、必要であれば徴収猶予期間中に生活保護につなげる。

なお、低所得者であることの確認は直近1ヶ月間のみの給与明細や誓約書にて行う。

なお、これまでどおり、単身者や県外の方も入居可能

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和3年4月14日 24時現在）

（単位：人）

陽性者数（累積）	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症	入院調整							
23,793	630	550	80	520	1154	1039	799	24	617	20,049
+507	+10	+7	+3	+55	+118	+145	+170	+1	+9	+144

※下段は前日比

[検査内訳] (単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	91,284		91,284	7,989
	+993		+993	+109
民間検査機関等 (医療機関等)	177,425	62,344	239,769	15,804
	+1421	+477	1,898	+398
合計	268,709	62,344	331,053	23,793
	+2414	+477	+2891	+507

※医療機関等からの報告により集計

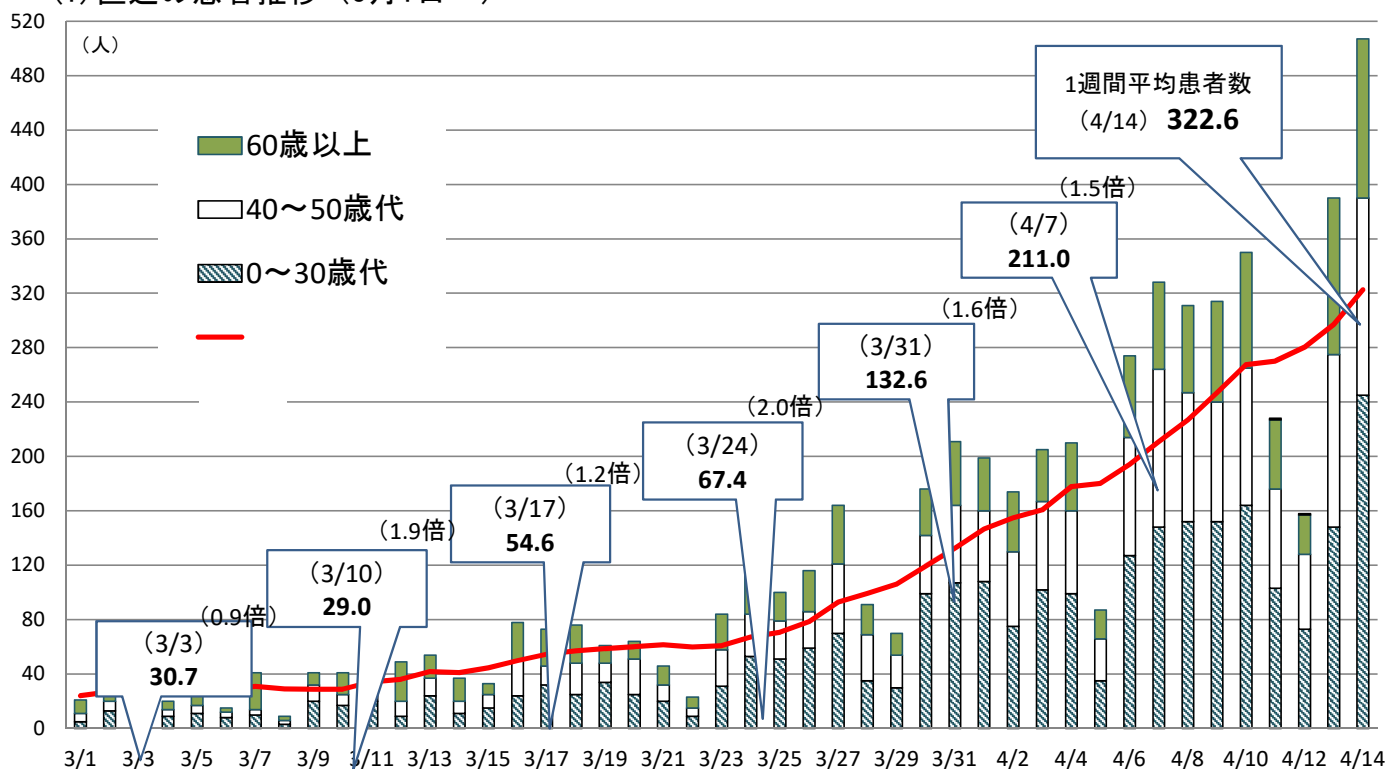
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	839	630	209	75.0%
うち重症対応	116	80	36	68.9%
宿泊	1,015	520	495	51.2%
合計	1,854	1,150	704	62.0%

2 3月1日から4月14日に発生した患者の状況（5,825人）

(1) 直近の患者推移（3月1日～）



(2) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	3/1～4/14		4/8～4/14	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	3,050	52.4	1,194	52.9
女性	2,772	47.6	1,061	47.0
非公表	3	0.1	3	0.1
合計	5,825	100	2,258	100

② 年齢別患者数

区分	3/1～4/14		4/8～4/14	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	212	3.6	83	3.7
10代	507	8.7	202	8.9
20代	1,194	20.5	469	20.8
30代	724	12.4	284	12.6
小計	2,637	45.3	1,038	46.0
40代	856	14.7	332	14.7
50代	864	14.8	352	15.6
小計	1,720	29.5	684	30.3
60代	519	8.9	220	9.7
70代	503	8.6	162	7.2
80代	341	5.9	118	5.2
90代以上	103	1.8	34	1.5
小計	1,466	25.2	534	23.6
非公表	2	0.0	2	0.1
合計	5,825	100	2,258	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	3/1～4/14		4/8～4/14		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	110	1.9	50	2.2	52.9
伊丹	352	6.0	121	5.4	31.8
宝塚	331	5.7	176	7.8	52.6
加古川	191	3.3	80	3.5	19.4
加東	155	2.7	90	4.0	34.1
中播磨	24	0.4	6	0.3	14.6
龍野	45	0.8	16	0.7	10.1
赤穂	43	0.7	21	0.9	23.7
豊岡	26	0.4	6	0.3	5.6
朝来	15	0.3	2	0.1	3.9
丹波	58	1.0	21	0.9	20.8
洲本	38	0.7	16	0.7	12.6
小計	1,388	23.8	605	26.8	—
神戸市	2,475	42.5	886	39.2	58.3
姫路市	292	5.0	109	4.8	20.6
尼崎市	689	11.8	255	11.3	56.4
西宮市	583	10.0	221	9.8	45.3
明石市	398	6.8	182	8.1	60.8
小計	4,437	76.2	1,653	73.2	—
合計	5,825	100	2,258	100	41.3

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	3/1～4/14		4/8～4/14	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	61	2.1	28	2.6
	家庭	1,552	54.3	641	60.1
	職場・施設・学校等	432	15.1	183	17.2
	友人の集まり、談話等	301	10.5	104	9.8
	クラスター	446	15.6	78	7.3
	医療機関・施術所	(84)	(2.9)	(9)	(0.8)
	高齢者福祉施設等	(167)	(5.8)	(6)	(0.6)
	学校・園	(119)	(4.2)	(44)	(4.1)
	飲食店	(18)	(0.6)	(0)	(0.0)
	職場	(41)	(1.4)	(19)	(1.8)
	その他	(17)	(0.6)	(0)	(0.0)
	その他	37	1.3	22	2.1
	小計	2,829	98.9	1,056	99.1
県外	飲食店	7	0.2	0	0.0
	職場・施設・学校等	7	0.2	2	0.2
	友人の集まり、談話等	6	0.2	1	0.1
	その他	11	0.4	7	0.7
小計	31	1.1	10	0.9	
合計	2,860	100.0	1,066	100.0	
調査中	2,965		1,192		
不明	0				
総計	5,825		2,258		

3 4月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（4月14日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
医療機関	神戸	医療機関	①	27	19	8	3月21日
			②	5	3	2	3月26日
			③	9	7	2	4月6日
	尼崎	医療機関		6	0	6	3月26日
	計	4ヶ所	47	29	18		
	内4月以降新規分	1ヶ所	9	7	2		
福祉施設	神戸	福祉関係事業所		29	21	8	3月24日
		介護関係事業所		31	20	11	3月24日
		介護関係施設		12	8	4	4月1日
	尼崎	福祉施設		5	3	2	3月30日
		介護保険サービス事業所		5	2	3	4月13日
	計	5ヶ所	82	54	28		
	内4月以降新規分	2ヶ所	17	10	7		
事業所	神戸	事業所	①	9	0	9	3月29日
			②	15	0	15	4月2日
			③	5	0	5	4月8日
	加東	事業所		24	0	24	4月8日
	丹波	事業所		5	0	5	4月6日
	計	5ヶ所	58	0	58		
	内4月以降新規分	4ヶ所	49	0	49		
学校等	神戸	保育施設		5	2	3	4月6日
	尼崎	中学校		7	0	7	4月13日
	西宮	私立高校運動部		5	5	0	4月3日
	伊丹	高等学校		7	7	0	3月31日
	龍野	高等学校		8	8	0	4月3日
	赤穂	大学		6	6	0	4月2日
	計	6ヶ所	38	28	10		
	内4月以降新規分	5ヶ所	31	21	10		
その他	宝塚	スポーツセンター		23	14	9	4月3日
	朝来	養父市役所		8	0	8	3月31日
	丹波	丹波市社会福祉協議会		6	6	0	3月25日
	計	3ヶ所	37	20	17		
	内4月以降新規分	1ヶ所	23	14	9		
合計		23ヶ所	262	131	131		
	内3以降月新規分	13ヶ所	129	52	77		

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	発生件数	陽性者数
医療機関	50	1,884
福祉施設	69	1,357
事業所	16	209
学校	34	333
飲食店	12	101
その他	11	117
合計	192	4,001

国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上		人口10万人当りの全療養者数 15人以上	10%	人口10万人当り(週間)の 新規報告数 が 15人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上		人口10万人当りの全療養者数 25人以上	10%	人口10万人当り(週間)の 新規報告数 が 25人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
兵庫県 (4月14日現在)	75.0%	68.9%	57.2人	12.2%	41.3人	1.53	53.5%
備考	入院者数 630人	入院者数(重症) 80人	全療養者数 3127人	陽性者数(直近1週間) 2258人	患者数(直近1週間) 2258人	患者数(直近1週間) 2258人	感染経路不明者数(直近1週間) 1209人
	確保病床数 839床	確保病床数(重症) 116床	人口 5,466千人	検査数(直近1週間) 18457件	人口 5,466千人	患者数(先週1週間) 1477人	患者数(直近1週間) 2258人

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。

一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

国の新たな感染状況のステージの指標(3月1日から4月14日)

単位	①病床の逼迫具合		②療養者数 対人口10万人	③陽性者数/PCR 等検査件数(週 間) %	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明 の者の割合(週 間) %	新規患者数 (人)	1日当たり検 査件数 (件)
	全入院患者 確保病床使用率 %	重症患者 確保病床使用率 (重症患者) %							
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	50%		
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	50%		
3月1日	29.0	35.3	6.8	1.7	3.0	0.60	43.1	21	1,641
3月2日	28.6	37.9	6.9	1.9	3.4	0.73	39.6	44	1,650
3月3日	27.4	34.4	6.4	2.1	3.8	1.04	44.5	40	1,617
3月4日	25.5	33.6	6.4	1.9	3.5	1.02	42.8	20	1,723
3月5日	25.1	31.0	6.6	1.9	3.8	1.13	41.8	36	2,113
3月6日	25.1	31.8	6.5	1.8	3.6	1.23	42.0	15	1,501
3月7日	25.5	31.0	6.7	1.9	3.9	1.33	38.2	41	687
3月8日	24.6	26.7	6.3	1.8	3.7	1.21	37.0	9	1,874
3月9日	23.9	29.3	6.3	1.9	3.6	1.06	39.6	41	1,002
3月10日	25.2	31.8	6.5	1.8	3.7	0.96	40.3	41	1,958
3月11日	27.0	29.3	7.3	2.2	4.4	1.22	41.0	58	1,798
3月12日	28.8	29.3	7.7	2.4	4.6	1.22	42.9	49	1,570
3月13日	30.0	30.1	8.3	2.8	5.3	1.45	41.6	54	1,304
3月14日	30.5	29.3	8.5	2.8	5.2	1.33	44.6	37	794
3月15日	32.5	37.0	8.7	3.0	5.7	1.52	42.8	33	1,721
3月16日	35.1	37.0	9.2	3.3	6.4	1.73	44.5	78	1,346
3月17日	39.6	41.3	10.1	3.7	6.9	1.88	41.8	73	1,703
3月18日	40.0	40.5	10.8	3.8	7.3	1.65	40.0	76	1,886
3月19日	40.8	37.0	11.2	3.8	7.5	1.62	43.6	61	1,953
3月20日	41.2	38.7	11.5	3.9	7.7	1.44	45.4	64	1,335
3月21日	44.1	40.5	12.2	4.0	7.8	1.49	42.2	46	741
3月22日	46.3	45.6	12.4	4.0	7.7	1.34	44.1	23	1,503
3月23日	46.6	43.1	12.4	4.0	7.8	1.22	44.7	84	1,513
3月24日	51.1	45.6	14.0	4.3	8.6	1.23	45.3	118	1,975
3月25日	51.7	49.1	14.5	4.4	9.0	1.24	46.7	100	2,144
3月26日	52.3	49.1	15.6	5.0	10.0	1.33	47.1	116	1,659
3月27日	53.5	51.7	16.7	6.0	11.9	1.54	47.4	164	1,235
3月28日	54.5	55.1	18.4	6.1	12.7	1.61	48.2	91	1,246
3月29日	59.5	54.3	19.6	6.4	13.5	1.76	47.6	70	1,728
3月30日	60.0	55.1	20.7	7.0	15.2	1.95	51.2	176	1,912
3月31日	62.2	62.9	23.5	7.6	16.9	1.96	53.1	211	2,191
4月1日	64.6	62.0	25.9	8.2	18.7	2.07	55.4	199	2,416
4月2日	66.3	61.2	28.3	8.3	19.8	1.96	55.2	174	2,283
4月3日	67.6	64.6	29.5	8.2	20.6	1.72	55.1	205	1,919
4月4日	67.2	65.5	31.1	8.9	22.7	1.78	54.5	210	1,463
4月5日	72.3	63.7	32.4	8.5	23.0	1.69	54.3	87	2,613
4月6日	72.4	65.5	35.9	9.1	24.8	1.62	55.0	274	1,990
4月7日	74.6	67.2	39.2	9.8	27.0	1.59	55.6	328	2,315
4月8日	74.7	73.2	43.4	10.3	29.0	1.54	54.5	311	2,817
4月9日	72.5	72.4	43.3	11.2	31.6	1.59	54.6	314	2,256
4月10日	75.5	71.5	46.5	12.1	34.2	1.66	55.5	350	1,966
4月11日	73.1	70.6	45.9	11.3	34.6	1.51	56.5	228	2,644
4月12日	73.1	70.6	46.1	11.7	35.9	1.55	55.3	158	2,780
4月13日	73.8	66.3	50.7	11.6	38.0	1.52	54.8	390	3,103
4月14日	75.0	68.9	57.2	12.2	41.3	1.53	53.5	507	2,891

※「⑥感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/8~4/14)	人口10万人あたり人数	前週比
兵庫県	2,258	41.3	1.53

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/8~4/14)	人口10万人あたり人数	前週比
全国	23,476	18.6	1.28
北海道	542	10.3	1.23
宮城県	591	25.6	0.80
山形県	152	14.1	0.96
埼玉県	962	13.0	1.03
千葉県	650	10.3	1.01
東京都	3,480	24.9	1.19
神奈川県	1,068	11.6	1.30
岐阜県	148	7.4	1.45
愛知県	1,148	15.2	1.42
滋賀県	161	11.3	1.31
京都府	572	22.1	1.36
大阪府	6,533	74.1	1.47
奈良県	538	40.4	1.29
和歌山県	211	22.8	1.56
愛媛県	181	13.5	0.79
福岡県	496	9.7	2.08
沖縄県	809	55.6	1.14

新規陽性者数及び入院医療体制の現状について

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、4月以降、特にここ数日急増しており、4月14日現在1週間あたり陽性者数も過去最高の322.6人となっている。そのため、入院調整者数は1,000人を超え、病床利用率も75.1%(重症69.1%)と、国のステージⅣの基準を大幅に上回るなど、本県の医療体制は逼迫した状況となっている。

1 新規陽性者数の推移

(単位：人)

区 分	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
新規陽性者数	199	174	205	210	87	274	328	311	314	350	228	158	390	507
1週間あたり	146.7	155.0	160.9	177.9	180.3	194.3	211.0	227.0	247.0	267.7	270.3	280.4	297.0	322.6

2 入院調整の推移

(単位：人、%)

区 分	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
調整者数	316	318	321	338	389	438	498	602	611	643	743	741	894	1,039
前日比	110.1	100.6	100.9	105.3	115.1	112.6	113.7	120.9	101.5	105.2	115.6	99.7	120.6	116.2

3 入院患者数及び病床利用率の推移

(単位：人、%)

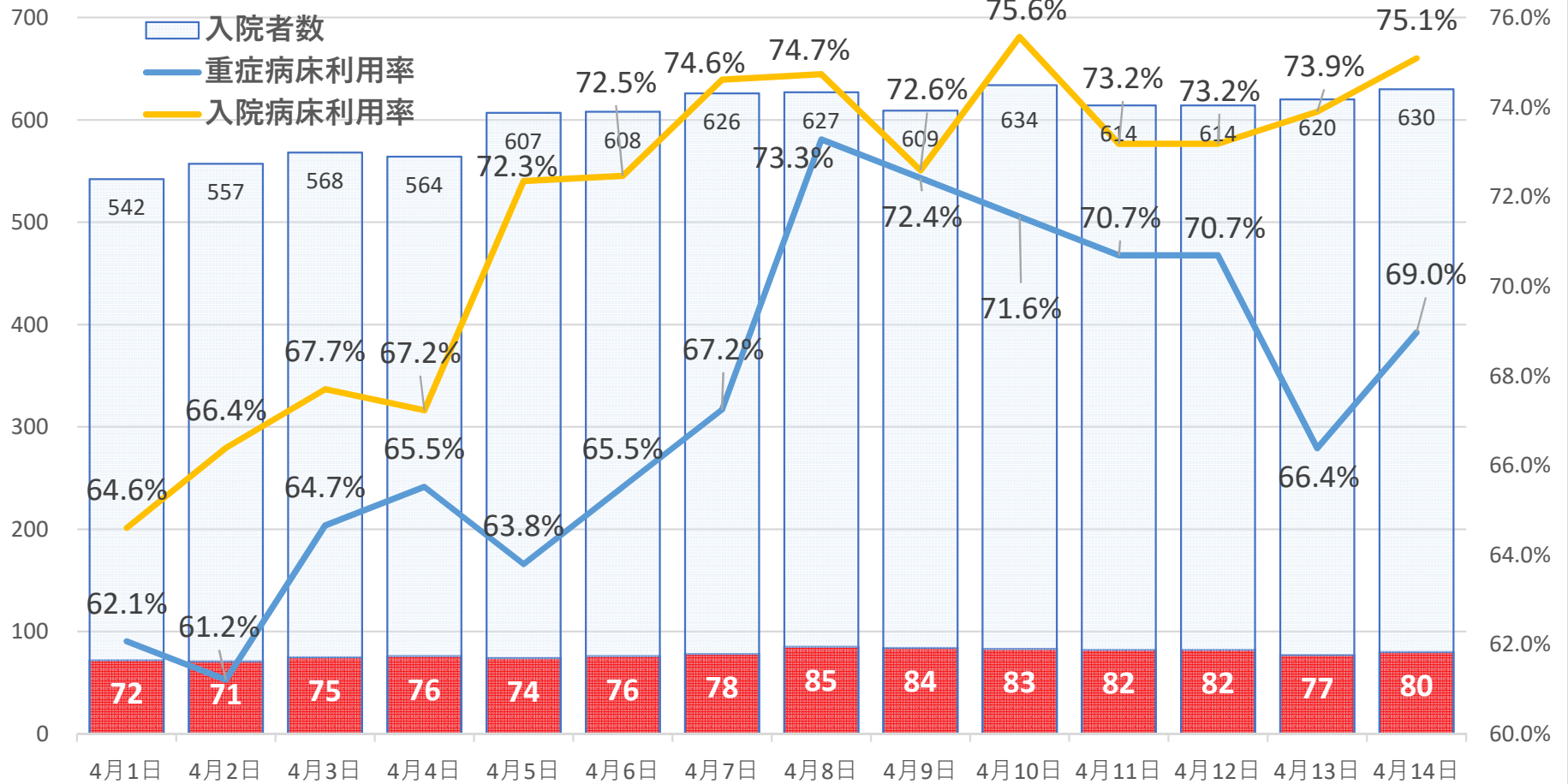
区 分	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
入院患者数	542	557	568	564	607	608	626	627	609	634	614	614	620	630
うち重症	72	71	75	76	74	76	78	85	84	83	82	82	77	80
病床利用率	64.6	66.4	67.7	67.2	72.3	72.5	74.6	74.7	72.6	75.6	73.2	73.2	73.9	75.1
うち重症	62.1	61.2	64.7	65.5	63.8	65.5	67.2	73.3	72.4	71.6	70.7	70.7	66.4	69.0

病床数等

入院者数及び病床利用率の推移

利用率

- 重症入院数
- 入院者数
- 重症病床利用率
- 入院病床利用率



家庭における新型コロナウイルス感染防止対策について

I ウイルスを家庭に持ち込まない

1 リスクの高い行動の自粛

- ① 不要不急の外出・感染拡大地域への移動の自粛
- ② 感染防止が徹底されていない感染リスクが高い施設の利用の自粛 等

2 基本的な感染対策の徹底

- ① 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉、密集、密接）の回避
- ② 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
 - 1) 飲酒を伴う懇親会等
 - 2) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - 3) マスクなしでの会話
 - 4) 狭い空間での共同生活
 - 5) 休憩室、喫煙所、更衣室等

II ウイルスを家庭内に広げない

1 「人にうつさない行動」の実施

- 会食など感染リスクの高い行動後、一定期間は、できるだけ家族においても、人との接触に注意するとともに、家庭内でもできるだけ、マスクを着用
- 2 帰宅後、マスクの表面に触れないよう処分し、外した後は、必ず石鹸で手洗い
 - 3 こまめな手洗い、アルコール消毒の実施、定期的な換気や適度な保湿の実施
 - 4 咳や発熱など症状がある場合には、可能な限り、個室の確保や共有スペースの導線の分離など行い、手で触れられる共有部分の消毒を実施

III ウイルスを家庭外に広げない

- 1 毎日の検温実施など家族全員の健康管理を実施
- 2 咳や発熱など症状がある場合には、通勤・通学を含め外出を控え、電話でかかりつけ医等に相談
- 3 家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合などには、勤務先や学校等に連絡のうえ、出勤や登校を自粛
- 4 家族が感染した場合は、保健所の指導に従い検査を受検するとともに、家庭内感染に注意し、健康観察中は外出を自粛
- 5 家庭内感染が急増しており、健康状態に特に問題がなくとも、家庭から職場・学校・施設へのウイルス持ち込みによるクラスターを発生させないなど、感染防止対策の徹底

鳥取県との新型コロナワクチン共同接種体制について

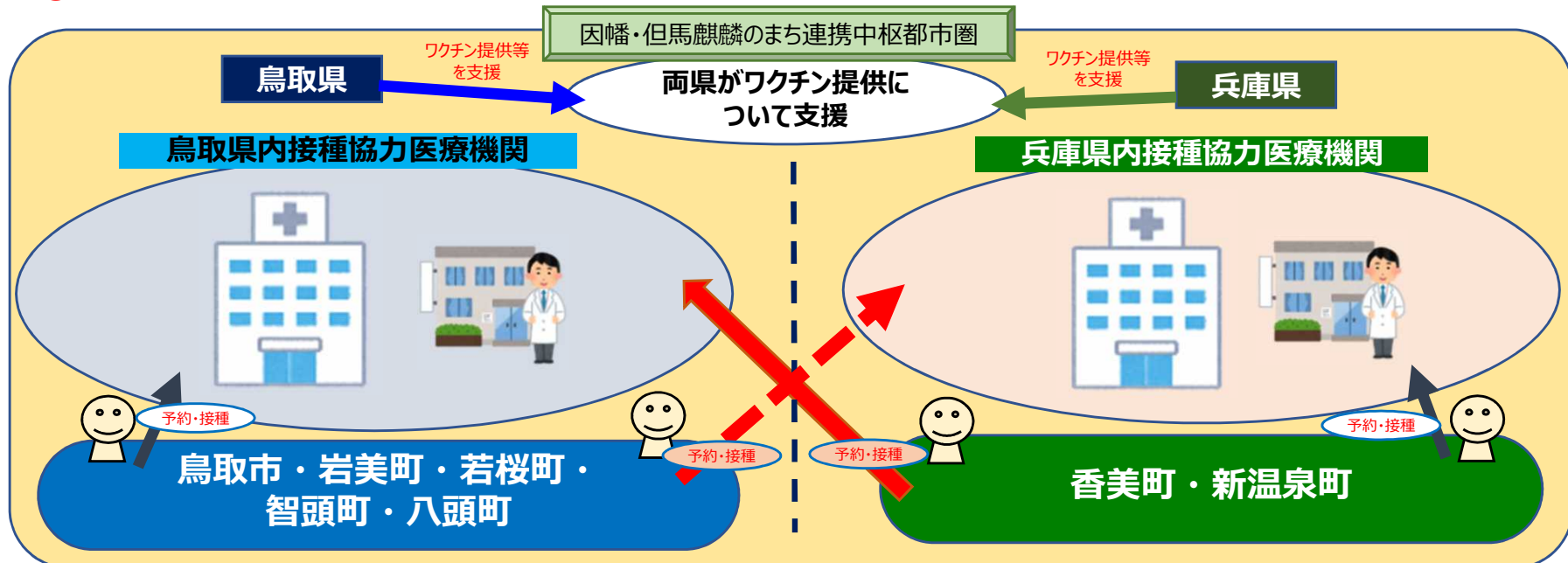
兵庫県・鳥取県の1市6町において、当該圏域の住民がいずれの接種医療機関でも新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、共同接種体制の構築に取り組むこととしました。

参加市町： 兵庫県(香美町・新温泉町)
鳥取県(鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町)

<新型コロナワクチン共同接種体制スキーム(案)>

- ※ワクチン供給の状況をみながら接種開始
- ※当面各県の枠の中でワクチン接種(最終的に精算を共同で国に要望)

○鳥取・兵庫の1市6町の住民がその圏域内のどの協力医療機関でも接種可



特措法によるまん延防止等重点措置実施対象区域の拡大等について

1 特措法第31条の6第1項に基づく要請

(1) 対象地域

全県の感染拡大状況を踏まえ、現在「まん延防止等重点措置」の実施対象としている神戸・阪神南地域4市に、以下の区域を追加し、計9市1町を対象区域とする。

- ・ 阪神北地域の4市1町
宝塚保健所管内：宝塚市、三田市
伊丹保健所管内：伊丹市、川西市、猪名川町
- ・ 東播磨地域の1市
あかし保健所管内：明石市

(2) 考え方

神戸・阪神南地域4市は人口10万人当り新規感染者数がステージⅣの基準を超えており、継続して対象区域とすると共に、新規感染者数がステージⅣの基準を超えている保健所の管轄市町を対象に追加する。

(3) 追加する区域への要請期間

令和3年4月22日(木)から5月5日(水)まで

2 特措法第24条第9項に基づく要請

(1) 対象地域

現在「まん延防止等重点措置」の実施対象以外で営業時短要請を行っている地域（明石市を除く東播磨地域、中播磨地域の3市5町）は、現在の要請を延長する。

(2) 考え方

新規感染者数がステージⅢの基準を超えるなど、要請当初と比較し、感染拡大傾向となっていることから要請を継続する。

(3) 要請の延長期間

令和3年5月5日(水)まで

〔要請対象施設〕

- ・ 飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
- ・ 遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可を受けている施設*

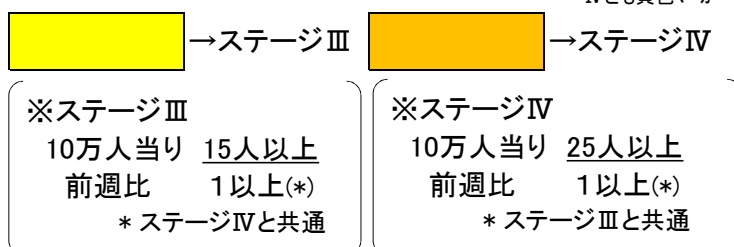
*ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

新規感染者数の人口10万人当り及び対前週比

R3.4.15

圏域・保健所	① 4/1~4/7		② 4/8~4/14		前週比 ②/①
	感染者数	人口10万人当り	感染者数	人口10万人当り	
神戸	632	41.58	886	58.29	1.40
阪神南	344	33.27	526	50.88	1.53
尼崎	193	42.71	255	56.43	1.32
西宮	130	26.67	221	45.34	1.70
芦屋	21	22.22	50	52.90	2.38
阪神北	151	21.11	297	41.51	1.97
宝塚	91	27.21	176	52.62	1.93
伊丹	60	15.75	121	31.76	2.02
東播磨	146	20.48	262	36.75	1.79
明石	106	35.38	182	60.75	1.72
加古川	40	9.68	80	19.35	2.00
北播磨(加東)	35	13.26	90	34.11	2.57
中播磨	95	16.66	115	20.17	1.21
姫路	87	16.44	109	20.60	1.25
中播磨	8	19.50	6	14.62	0.75
西播磨	36	14.60	37	15.01	1.03
龍野	16	10.12	16	10.12	1.00
赤穂	20	22.59	21	23.71	1.05
但馬	13	8.23	8	5.06	0.62
豊岡	5	4.67	6	5.61	1.20
朝来	8	15.69	2	3.92	0.25
丹波	18	17.87	21	20.84	1.17
淡路(洲本)	7	5.53	16	12.63	2.29
全県	1,477	27.02	2,258	41.31	1.53

※前週比:ステージⅢ、Ⅳとも黄色マーカー



赤字:人口10万人当り感染者数が全県以上

まん延防止等重点措置実施区域における対策

区 域	神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域のうち明石市 ※今後の感染状況によっては、地域の追加を検討	神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市を除く地域 (但し、②の営業時間短縮要請は、東播磨地域(明石市を除く)、中播磨地域)	資料 番号																																		
期 間	4月5日(月)から 5月5日(水)まで		—																																		
①外出 自粛等	<ul style="list-style-type: none"> ・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 〔特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく〕 ・不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 ・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 特に若者への自粛を強く要請 ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請 ・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕 			2																																	
②施設の 使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等へ営業時間短縮を要請 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">4月22日から 5月5日まで</td> <td>神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域のうち明石市</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※神戸地域、阪神南地域 4/1～4/4 まで: 5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分) 4/5～4/21 まで: 5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時) ※阪神北地域、東播磨地域のうち明石市 4/1～4/21 まで: 5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※協力金の支給 【中小企業の場合】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">前年度又は前々年度の1日当たり売上高</td> <td style="width: 25%;">～10万円</td> <td style="width: 25%;">10～25万円</td> <td style="width: 25%;">25万円～</td> </tr> <tr> <td>協力金の金額</td> <td>4万円/日</td> <td>4～10万円/日 ※売上高の4割</td> <td>10万円/日</td> </tr> </table> <p>【大企業の場合】(中小企業もこの方式を選択可) 協力金の金額: 1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) 支給額: 1日あたり4～20万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財源: 国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3 〔特措法第31条の6第1項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等へ感染対策の徹底を要請 <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 〔特措法第31条の6第1項に基づく〕 		4月22日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域のうち明石市	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～	協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高の4割	10万円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等へ営業時間短縮を要請 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">4月22日から 5月5日まで</td> <td>東播磨地域のうち加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※東播磨地域のうち加古川市、高砂市、稲美町、播磨町及び中播磨地域 4/1～4/21 まで: 5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※協力金の支給 (4/22以降分(予定)) 【中小企業の場合】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">前年度又は前々年度の1日当たり売上高</td> <td style="width: 25%;">～8万3,333円</td> <td style="width: 25%;">8万3,333円～25万円</td> <td style="width: 25%;">25万円～</td> </tr> <tr> <td>協力金の金額</td> <td>2.5万円/日</td> <td>2.5～7.5万円/日 ※売上高の3割</td> <td>7.5万円/日</td> </tr> </table> <p>【大企業の場合】(中小企業もこの方式を選択可) 協力金の金額: 1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円又は売上高の3割のいずれか低い額) 支給額: 1日あたり2.5～20万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財源: 国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等へ感染対策の徹底を要請(神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市を除く地域) <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 		4月22日から 5月5日まで	東播磨地域のうち加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～	協力金の金額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 ※売上高の3割	7.5万円/日	3 6 7
	4月22日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域のうち明石市																																			
	施設	内容																																			
	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)																																			
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																																				
前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～																																		
協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高の4割	10万円/日																																		
4月22日から 5月5日まで	東播磨地域のうち加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)																																				
施設	内容																																				
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																																				
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																																				
前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～																																		
協力金の金額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 ※売上高の3割	7.5万円/日																																		

	<p>⑩ CO2 センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 [特措法第 24 条第 9 項に基づく]</p> <p>・ 特措法によらない協力依頼</p> <table border="1" data-bbox="252 331 847 629"> <thead> <tr> <th>多数利用施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館 等</td> <td>・ 5 時～20 時の営業（酒類の提供は、11 時～19 時） ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施</td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗（千㎡超）（生活必需物資を除く）等</td> <td>・ 5 時～20 時の営業（酒類の提供は、11 時～19 時） ・ 入場者の整理誘導等の実施</td> </tr> </tbody> </table>	多数利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館 等	・ 5 時～20 時の営業（酒類の提供は、11 時～19 時） ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施	物品販売業を営む店舗（千㎡超）（生活必需物資を除く）等	・ 5 時～20 時の営業（酒類の提供は、11 時～19 時） ・ 入場者の整理誘導等の実施	<p>⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑩ CO2 センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 [特措法第 24 条第 9 項に基づく]</p> <p>・ 特措法によらない協力依頼</p> <table border="1" data-bbox="895 331 1477 629"> <thead> <tr> <th>多数利用施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館 等</td> <td>・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施</td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗（千㎡超）（生活必需物資を除く）等</td> <td>・ 入場者の整理誘導等の実施</td> </tr> </tbody> </table>	多数利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館 等	・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施	物品販売業を営む店舗（千㎡超）（生活必需物資を除く）等	・ 入場者の整理誘導等の実施
多数利用施設	内容													
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館 等	・ 5 時～20 時の営業（酒類の提供は、11 時～19 時） ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施													
物品販売業を営む店舗（千㎡超）（生活必需物資を除く）等	・ 5 時～20 時の営業（酒類の提供は、11 時～19 時） ・ 入場者の整理誘導等の実施													
多数利用施設	内容													
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館 等	・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施													
物品販売業を営む店舗（千㎡超）（生活必需物資を除く）等	・ 入場者の整理誘導等の実施													
<p>③ イベントの開催制限</p>	<p>・ イベントの開催要件</p> <table border="1" data-bbox="236 719 1254 947"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内 (※1)</td> <td rowspan="2">5,000 人以下</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50% * 以内 (※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 席がない場合は適切な間隔を確保 ※2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保。 * 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5 人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある) (注) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度 [特措法第 24 条第 9 項に基づく]</p>		区 分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内 (※1)	5,000 人以下	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50% * 以内 (※2)	7			
区 分	収容率	人数上限												
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内 (※1)	5,000 人以下												
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50% * 以内 (※2)													
<p>④ 出勤抑制</p>	<p>・ 「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレ^レ会議などの推進を要請</p>		—											
<p>⑤ 重点検査の実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 措置区域内における高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施 高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底 繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学等、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査の拡充（国事業への協力） 措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施 	同左	—											
<p>⑥ 医療提供体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行 感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等） 		—											
<p>⑦ 見回り等の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店等における営業時間短縮及び、アクリル板の設置など業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策(*)の徹底を図るため、見回り活動を強化 [*アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底 等] 		8											
<p>⑧ その他</p>	<p>・ 3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進</p>		—											

令和3年4月15日

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 飲食店等に対する営業時間短縮要請について

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

種類	施設
飲食店 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

○営業にあたっては、下記の感染対策の徹底を要請

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛
- ⑫ 業種別ガイドラインの遵守

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

2 実施期間・対象地域・協力金

(1) 神戸地域、阪神南地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、 芦屋市)	・営業時間は 5 時から 21 時まで、酒類提供は 11 時から 20 時 30 分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/5(月) ～5/5(水・祝)		・営業時間は 5 時から <u>20 時</u> まで、酒類提供は 11 時から <u>19 時</u> まで ・感染対策の徹底 (※)	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

(※)特措法第31条の6第1項に基づく (感染対策の徹底については前頁①～⑨)

(2) 阪神北地域、明石市

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市)	・営業時間は 5 時から 21 時まで、酒類提供は 11 時から 20 時 30 分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水・祝)		・営業時間は 5 時から <u>20 時</u> まで、酒類提供は 11 時から <u>19 時</u> まで ・感染対策の徹底 (※)	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

(※)特措法第31条の6第1項に基づく (感染対策の徹底については前頁①～⑨)

(3) 東播磨地域(明石市除く)、中播磨地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	東播磨地域(加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、 福崎町、神河町)	・営業時間は 5 時から <u>21 時</u> まで、酒類提供は 11 時から <u>20 時 30 分</u> まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水・祝)			事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙) (予定)

(4) その他の地域

営業にあたっては、前頁 1 の感染対策の徹底を要請

お問い合わせ先

- ◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 、受付時間：平日 9 時～1 7 時

- ◆兵庫県時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 、受付時間：平日 9 時～1 7 時

- ◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

「まん延防止等重点措置実施区域」の拡大等に係る 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」として、新たに阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町）及び明石市の飲食店に対して、営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）を4月22日から5月5日まで要請します。

また、「まん延防止等重点措置実施区域」以外の3市5町（東播磨地域（明石市除く）と中播磨地域）の飲食店に対する時短営業の要請を、5月5日まで延長します。

この時短営業の要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。申請受付は、要請期間終了後に開始します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行うことが必要です。

3 支給額

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[まん延防止等重点措置]	
対象期間	令和3年4月5日(月)～5月5日(水)	令和3年4月22日(木)～5月5日(水)
対象区域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・明石市
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）	
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること	
支給額	1日当たり4～20万円(※)/店舗×時短営業日数（最大31日間） ※〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円 〈大企業〉 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）〈中小企業もこの方式を選択可〉	

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[県による要請分]	
対象期間 対象区域 支給額	①令和3年4月1日(木)～4月4日(日) 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町 (12市6町)	1日当たり4万円/ 店舗
	②令和3年4月5日(月)～4月21日(水) 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町 (8市6町)	1日当たり4万円/ 店舗
	③令和3年4月22日(木)～5月5日(水) 加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町 (3市5町)	1日当たり2.5～ 20万円/店舗*
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）	
要請内容	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）に短縮すること	
* 〈参考〉 協力金単 価の算出 方法	〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・ 83,333円以下の店舗：2.5万円 ・ 83,333～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・ 25万円以上の店舗：7.5万円 〈大企業〉 1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限：20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額) 〈中小企業もこの方式を選択可〉	

※ 4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等

区域	4/1～4/4	4/5～	4/22～
神戸・尼崎・西宮・芦屋		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数	
伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・明石	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数		
その他3市5町 (明石以外の東播磨・中播磨)			@2.5～20万円 ×時短営業日数

4 支給時期・申請方法

要請期間が終了後、申請受付を開始予定です。

具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限の協力依頼について

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、施設の使用制限について、ご協力をお願いします。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月5日(月)から令和3年5月5日(水・祝)まで
※但し、阪神北地域、明石市は4月22日(木)から実施

2 対象地域・依頼内容

(1) 神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市

施設の種類	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、大声あり 50%以内とすること ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・入場者の整理誘導等の実施

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

(2) その他の地域

施設の種類	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、大声あり 50%以内とすること ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等の実施

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

※いずれも、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

対象施設は（別紙）「協力依頼を行う施設一覧」を参照

お問い合わせ先

- ◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時

- ◆兵庫県時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時

- ◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

特措法によらない協力依頼を行う施設一覧

※下記の施設のうち、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を行う。

種類	施設例	備考
劇場等	劇場	【依頼内容】 ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) (※神戸・阪神南地域は4/5、阪神北地域・明石市は4/22から) ・人数上限 5,000人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、 大声あり 50%以内 ・入場者の整理誘導等の実施
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会場 又は公会堂	集会場	
	公会堂	
	貸会議室	
	文化会館	
展示場	展示場	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動・遊技施設	体育館	
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツジム	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	ビリヤード場	
	射的場	
	囲碁・将棋所	
	テーマパーク	
遊園地		
博物館、美術館又は図書館	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

種類	施設例	備考
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く) ペット美容室(トリミング) 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物店 旅行代理店(店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所) スーパー銭湯 サウナ エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) 整体院(国家資格有資格者が行うものは除く) 日焼けサロン 脱毛サロン タトゥースタジオ 占い 写真屋・フォトスタジオ 美術品販売 展望室	【依頼内容】 ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) (※神戸・阪神南地域は4/5、阪神北地域・明石市は4/22から) ・入場者の整理誘導等の実施
遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設	ライブハウス 性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等) テレフォンクラブ アダルトショップ 個室ビデオ店 場外馬(車・舟)券場	【依頼内容】 ・5時～20時の営業 (※神戸・阪神南地域は4/5、阪神北地域・明石市は4/22から) ・入場者の整理誘導等の実施

大学・専門学校等に対する感染防止対策強化の要請

本県が「まん延防止等重点措置」実施区域に指定された後も、感染者が急増していることや、感染者に占める若い世代の割合が高いことを踏まえ、県内の大学・専門学校等に対し、以下の感染防止対策強化を要請する。

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、若い世代の感染者が急増している状況を踏まえ、さらなる感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用すること。

2 部活動・サークル活動

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的に著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しないこと。（※を除く。）
- (2) 県内で活動する場合は、以下の点に留意すること。
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む。）及び国民体育大会（その予選を含む。）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 外出・飲食

学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図ること。

- ・不要不急の外出・移動の自粛の徹底。特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往來の自粛
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・大人数、長時間や近接距離での飲食・飲み会の自粛
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ

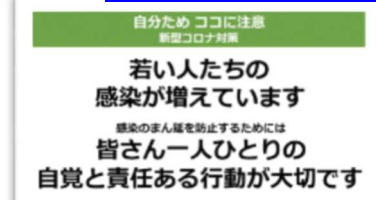
教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかけること。

(学生向け動画)

①30秒バージョン <https://youtu.be/NTEu03YcXio>



②1分バージョン <https://youtu.be/R2R9bf7rS3Q>



新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (教育委員会関係)

[県立学校]

① 教育活動

- 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。
- 特に、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

② 部活動【4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い】

- 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しない(※を除く)。
- 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動する。
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
 - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

コロナによる影響を受けている方への県営住宅入居について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症拡大により、住まい確保に影響を受けている方の支援を拡充します。

- ① 提供戸数をこれまでの10倍・3000戸に増やします。
- ② 初期費用をゼロ円とします。これまでの敷金免除に加えて、3ヶ月間の家賃徴収猶予及び入居時からの家賃減免を行います。
- ③ 申請書類簡素化を行います。離職証明書や住民票の提出を不要とすることにより、住宅困窮者が入居しやすくなり、必要であれば徴収猶予期間中に生活保護につなげます。なお、低所得者であることの確認は直近1ヶ月間のみの給与明細や誓約書にて行います。

なお、これまでどおり、単身者や県外の方も入居可能です。

1 感染症拡大に伴う収入減少者等に対する入居支援

通常の場合		コロナ対策	
		これまでの対応	今後の対応
入居要件	① 住宅困窮要件 ② 収入要件 ③ 同居親族要件 ④ 県内在住・在勤	解雇・離職者、 収入減少者は不要 ※ <u>県外可</u> <u>若年単身も可</u>	<u>左記に加え、低所得者を追加</u> ・感染症拡大で就職ができない者 ・民間賃貸住宅の家賃が支払えるだけの収入がない者 等
敷金	3か月分	不要	不要
家賃	応能応益家賃		
減免	入居3か月後から減免申請可		・入居時から減免可 ・当初3か月分は徴収猶予可
提供戸数	—	300戸(8市16団地)	3,000戸 (12市88団地)
入居手続	—	離職証明書等で確認	<u>住民票不要</u> (コロナによるホームレスも受入可)、 <u>給与明細での確認等</u> で手続きを迅速化
実績件数	—	入居 3、相談 298	

【参考】提供戸数：3,000戸（神戸・阪神で2,000戸）

	提供戸数		分布：12市88団地
神戸市内	750戸	2,000戸	
阪神南管内	450戸		各市 150戸
阪神北 〃	800戸		各市 200戸
東播磨 〃	600戸		各市 200戸
中播磨 〃	400戸		姫路市 400戸
合計	3,000戸		

【減免家賃の例】

年収100万円の者が、
西宮浜高層1DKに住む場合
家賃：23,400円→減免で12,500円

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、令和3年4月1日、特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定されたことから、以下の措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間 緊急事態措置実施期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
 令和3年1月14日～令和3年2月28日
 まん延防止等重点措置実施期間 令和3年4月5日～令和3年5月5日

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、重症対応116床、中軽症対応723床の計839床を確保しており、新規陽性者が急増している状況を踏まえ、全確保病床の運用を行うとともに、当面の措置として、4月中を目途に100床程度の病床確保を要請する。

【フェーズに応じた体制】

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
目安 （新規陽性患者数 （1週間平均））	10人未満	10人以上 （警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者 数発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応	
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度	
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度	1,000室程度～

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
 県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
 あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- 重症病床の円滑な運用に向け、看護師等の派遣支援事業の拡充等を活用した人員体制確保を支援するほか、標準治療及び重症化時の転院の目安の周知により、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図る。
- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する。(受入登録病院：193 病院)
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入れ支援（1 名受入れあたり 10 万円）を実施する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 精神科医療機関に対して、感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 精神科医療機関への感染者発生時の支援として、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 宿泊療養施設について、新たに 1 施設（姫路市内 150 室：4 月 20 日予定）を確保し、1, 150 室程度の運用に向け準備を進めるとともに、さらなる施設の確保に向け交渉する。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 無症状者については、医師の判断により、入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。また、患者の増加傾向を踏まえ、入院医療機関の負担軽減を図るため、リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚 障害等）についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行うこととし、引き続き運用の見直しの協議・検討を行う。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、宿泊療養施設のうち 2 施設（西宮・姫路）に医師を派遣し、安心して療養できる環境を確保する。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。
- 医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、患者の症状をふまえた的確な対応を行う。
 - ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応を行う。
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問による健康観察を行う。
- 必要な訪問診療体制を整備するとともに、必要に応じて食料品・衛生資材等の配布やパルスオキシメーターの貸し出しを行う。

(5) 自宅療養の実施

- 医療機関等の負担を軽減するため、当面の対応として、自宅療養を実施する。

(6) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を75機関設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関1,181ヶ所を指定した。今後も指定を進める。
- ゴールデンウィークに外来診療等を行う発熱等診療・検査機関及び薬局に対して運営に要する経費（4/29～5/5の間：15,000円/日）を支援する。
- 県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

(7) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、6,200件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体のCt値30以下の検体について変異株PCR検査を実施している。また、ゲノム解析についても3/29より実施する。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について8ヶ所開設している。今後も状況に応じて地域と協議を行う。
 - 〔 阪神圏域（3カ所）、東播磨圏域（1カ所）、淡路圏域（1カ所）、
神戸市（1カ所）、姫路市（1カ所）、西宮市（1カ所） 〕
- 濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが見られるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。

特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。

更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。

- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象に3月末まで実施している集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者にPCR検査を実施する。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。
- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。
- ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR検査の受検支援を行う。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

【PCR検査体制】

区 分		現状（件）	従前（件）
衛生研究所等	兵庫県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民間検査機関		2,440	1,430
医療機関		2,375	1,235
合 計		6,200	4,050

(8) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携、調整して準備を進める。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

(9) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっており、状況に応じて県からも提供する。

(10) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済（第1次配分）。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日〔4/29～5/5の間：24,000円/日〕）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

(11) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。

(12) 保健師バンクの機能強化

- 新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(13) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(14) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

- 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

○特に感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

○感染防止対策

感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・教育活動（受験及び就職活動を含む）にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して、感染が拡大している地域との不要不急の往来を自粛するよう呼びかける。など

②部活動【4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い】

○県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しない（※を除く）。

○県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動する。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート（令和2年度）の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[感染時における対応]

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

さらに、広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

○県内大学に対して、以下の感染防止対策強化を要請

①授業形態

- ・対面授業、部活動・サークル活動等を実施する際の感染防止対策の徹底
- ・若い世代の感染者が急増している状況を踏まえ、さらなる感染防止の徹底を図るため、オンライン授業の積極的な活用

②部活動・サークル活動

- ・県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的に著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しない。（※を除く）。
- ・県内で活動する場合は、以下の点に留意する。
 - ア 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - イ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
 - ウ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
 - エ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。
- ・※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③外出・飲食

- ・学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。
 - ア 不要不急の外出・移動の自粛の徹底。特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往来の自粛
 - イ 感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
 - ウ 大人数、長時間や近接距離での飲食・飲み会の自粛
 - エ 会話の際は、マスク等により飛沫を防止
 - オ 学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
 - カ 学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

- ・教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

○学生への支援

- ・ 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）
- ・ 兵庫県私費外国人留学生奨学金（月3万円）の給付等
- ・ 県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

○私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。

○高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。

○私立専門学校の授業料減免の支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

県立施設については、引き続き感染防止対策を実施した上で開館する。

市町立施設に対しては、感染防止対策の徹底を周知するとともに、民間施設については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を働きかける。

○感染防止対策

- ・ 催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の7イベントの開催自粛要請及び8施設の使用制限による取扱いの徹底
- ・ 来館者多数の場合の入場制限
- ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・ 発熱チェック
- ・ マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・ 演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・ 密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・ 入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

○各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。

○感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。

○職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

○面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。

- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族の QOL を考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底することを要請する。
- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり 10 万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
感染者 1 人あたり 25 万円
- 訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000 円 訪問介護 38,000 円 等
- 高齢者施設、障害者施設等において、概ね 2 ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね 2 ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

(3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園するが、まん延防止等重点措置実施区域内の屋内運動施設は、4月5日から5月5日までの間、20時以降閉鎖する。
 - ・花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
 - ・露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。

- ・例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。

○下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。

- ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

○次の事項を県民に要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないこと（法第 31 条の 6 第 2 項、法第 24 条 9 項）（※飲食店等への見回り等を実施）
- ・不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
- ・まん延防止等重点措置区域、感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること。特に若者は自粛すること
- ・大人数や長時間におよぶ会食を自粛すること
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食は自粛すること

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること
- ・こまめな換気や適度な保湿を行うこと

〔家庭での感染防止対策〕

- ・リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること
- ・帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること
- ・毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること

〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

〔追跡システム・接触確認アプリの利用〕

- ・店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること
- ・特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」を登録すること

7 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 参加者等へ「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

<開催の目安>（令和3年4月5日～令和3年5月5日まで）

区 分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100% 以内 (※1)	5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%* 以内 (※2)	

* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。

※1 席がない場合は適切な間隔（密が発生しない程度の間隔）を確保

※2 席がない場合は十分な間隔（1m）を確保

（注）人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

8 施設の使用制限等（法第 24 条第 9 項）

○業種別ガイドラインを遵守することを県全域に要請（法第 24 条第 9 項）

【令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 5 月 5 日まで】

○飲食店等へ、営業時間の短縮を要請（法第 24 条第 9 項）

（施設の種類）

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）（※）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

（区域）

4 月 1 日から 4 月 4 日まで	神戸地域（神戸市） 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
4 月 1 日から 4 月 21 日まで	阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 中播磨地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町）
4 月 22 日から 5 月 5 日まで	東播磨地域（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 中播磨地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町）

（内容）

5 時～21 時の間の営業、11 時～20 時 30 分の間の酒類提供

（協力金）

・ 4 月 1 日から 4 月 21 日まで

1 日あたり 4 万円/店舗×時短営業日数 [負担割合 国 80%、県市 20%]

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給（但し、定休日は除く）

・ 4 月 22 日から 5 月 5 日まで

事業規模（売上高）に応じた支給 [負担割合 国 80%、県市 20%]

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給（但し、定休日は除く）

（中小企業）

1 日あたり売上高 (令和 2 年度又は元年度)	～83,333 円	83,333 円～25 万円	25 万円～
協力金の金額	2.5 万円/日	2.5～7.5 万円/日 1 日あたり売上高×0.3 (千円未満切上げ)	7.5 万円/日

（大企業）※中小企業も選択可

1 日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限 20 万円または売上高の 3 割のいずれか低い額)

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請（法第 24 条第 9 項）(4/5～4/21：神戸地域、阪神南地域を除く地域、4/22～5/5：神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市を除く地域)

従業員への検査勧奨、入場者の感染防止のための整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止、施設の換気、アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保、CO2 センサー等の設置、飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛

※がんばるお店・お宿応援事業：5～10 万円/1 店舗（定額）、13,500 件

飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策の実施等を支援

【令和3年4月5日～令和3年5月5日まで】

○施設管理者に対して、営業時間の短縮等を要請（法第31条の6第1項）

（施設の種類）

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）（※）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

（区域）

4月5日から 5月5日まで	神戸地域（神戸市） 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
4月22日から 5月5日まで	阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 明石市

（内容）

5時～20時の間の営業、11時～19時の間の酒類提供

（協力金）

事業規模（売上高）に応じた支給 [負担割合 国 80%、県市 20%]

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給（但し、定休日は除く）

【中小企業】

1日あたり売上高 (令和2年度又は元年度)	～10万円	10～25万円	25万円～
協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 1日あたり売上高×0.4 (千円未満切上げ)	10万円/日

【大企業】 ※中小企業も選択可

1日あたりの売上高の減少額×0.4（上限20万円/日）

（感染対策の徹底を要請）

従業員への検査勧奨、入場者の感染防止のための整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止、施設の換気、アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保（法第31条の6第1項）

C02 センサー等の設置、飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛（法第24条第9項）

※がんばるお店・お宿応援事業：5～10万円/1店舗（定額）、13,500件

飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策の実施等を支援

【令和3年4月5日～令和3年5月5日まで】

＜特措法によらない協力依頼（働きかけ）を行う施設＞

施設	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館又は図書館 ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） 	4/5～4/21：神戸地域、阪神南地域 4/22～5/5：神戸地域、阪神南地域、 <u>阪神北地域、明石市</u> ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施
	4/5～4/21：神戸地域、 <u>阪神南地域を除く地域</u> 4/22～5/5：神戸地域、 <u>阪神南地域、阪神北地域、明石市を除く地域</u> ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く）（※） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く） ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く） 	4/5～4/21：神戸地域、阪神南地域 4/22～5/5：神戸地域、阪神南地域、 <u>阪神北地域、明石市</u> ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・入場者の整理誘導等の実施
	4/5～4/21：神戸地域、 <u>阪神南地域を除く地域</u> 4/22～5/5：神戸地域、 <u>阪神南地域、阪神北地域、明石市を除く地域</u> ・入場者の整理誘導等の実施

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

9 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
 - ・県民のテレワークの一層の推進を支援するため、県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を臨時的に5カ所開設（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎）

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 8 千億円
- ・ 6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料) (R2. 5. 1～R3. 5. 31)	6,000 万円	当初 3 年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2. 6. 22～ 3,000 万円→4,000 万円 R3. 1. 25～ 4,000 万円→6,000 万円
家賃等つなぎ融資枠	法人：600 万円 個人事業主：300 万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金 (R2. 6. 22～R3. 5. 31)	5,000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～当面の間実施)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の活用

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により、売上が 50%以上減少した事業者

金額：法人 60 万円、個人事業主 30 万円（上限）

イ キャンセル料への支援

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用

金額：2500 万円（上限）、補助率 10/10

ウ 雇用調整助成金の活用

- ・ 特例措置を 4 月末まで延長

a) 助成率引上：大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5 (解雇等を行っていない場合は大企業 3/4、中小 10/10)

※まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等に対しては、大企業の助成率を最大 10/10 まで引き上げ

- b) 助成上限額引上：一人あたり 8,330 円/日→15,000 円/日
- c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・以下の企業は6月末まで現行特例措置を延長
 - a) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
 - b) 特に業況が悪い事業主（売上が30%以上減少）
- ※上記 a)、b) 以外の企業は、5～6月は特例を段階的に縮減
（助成上限額 15,000 円/日→13,500 円/日、中小助成率上限 10/10→9/10）
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

エ 産業雇用安定助成金の活用

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成

- a) 助成率：大企業 3/4、中小 9/10
- b) 助成上限額：12,000 円/日（出向元・出向先の計）

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

カ 小学校休業等対応助成金

- ・対象：小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：15,000 円/日（上限）

キ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店・お宿応援事業：5～10 万円/1 店舗（定額）、13,500 件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策の実施等を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模 15 億円：県 2/3、市町 1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

（参考：国制度）小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠（コロナ特別対応型）	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限 50 万円・補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助：上限 50 万円

イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築
・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2.6.17）	拡充後（R2.6.18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(参考：国制度) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業 1/4～1/2 以内、中小企業等 1/4～2/3 以内、補助上限額：100 億円

⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

イ 離職者等再就職訓練事業

離職者等の就職促進のため、介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800人（実施規模：219コース4,150人））

(2) 観光振興

令和2年6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起（県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充）

- ・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
スキー場周辺地域での宿泊割引支援 (12月～4月)	2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～4月)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツアーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊3万円、 日帰り1.5万円

(3) Go To トラベルキャンペーン

- ・全国において、事業の適用を一時停止

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止
- 販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントの取り扱い
緊急事態宣言発出を踏まえ、令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかけ[有効期限 3/31→6/30 に延長]

【参考】緊急事態宣言発出前の呼びかけ内容 (12/18～1/13)

直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等について、利用の自粛を呼びかけ

- ・時期 Go To トラベルの停止終了日まで

飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)～d))を改めて周知徹底

- a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
 - ・但し、家族での食事の場合は対象外
 - ・また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。
- b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離
- c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知
- d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得
 - ・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知
 - ・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

(5) Go To 商店街事業

全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

- ① Go To トラベル事業
宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)
※旅行代金の割引(35%)
土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン付与(15%)
- ② Go To Eat 事業
ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)
イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与
- ③ Go To 商店街事業
商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)
※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ
- ④ Go To イベント事業
イベント等のチケット購入代の2割を支援

(6) 生活福祉資金特例貸付の拡充

新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資 53,584,000 千円を助成する。

○ 貸付要件（新型コロナウイルス感染症による特例貸付）

区 分	緊急小口資金	総合支援資金 (通常、緊急小口資金利用後に貸付)
貸付上限額	20 万円	20 万円/月（2人以上世帯の場合） [貸付対象期間] 原則3ヵ月分(総額 最大 60 万円)※1 延長3ヵ月分(総額 最大 60 万円)※2 再貸付3ヵ月分(総額 最大 60 万円)※3 最大9ヵ月分(総額 最大 180 万円)
据置期間	1年以内(※4)	1年以内(※4)
償還期限	2年以内	10年以内

緊急小口資金（20万円）、総合支援資金（180万円）とを合わせて最大200万円の貸付が可能

(※1)申請受付期間を令和3年6月末まで延長(令和3年4月～6月の間の新規申請の場合、緊急小口資金(20万円)、総合支援資金(60万円)の最大80万円の貸付が可能)

(※2)延長申請期限は、令和3年6月末まで

(※3)令和3年6月末までに上記両資金の貸付が終了した世帯が対象

(※4)令和4年3月末以前に償還が開始となる貸付は、据置期間を令和4年3月末まで延長。また、総合支援資金再貸付分は据置期間を3年以内に延長

(7) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予）
- ・県民税の寄附金税額控除の特例（行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用）
- ・住宅ローン控除（住民税）の特例の拡充（面積要件の緩和、適用期限の1年延長）
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和3年末まで）
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- ・個人の県民税・事業税の申告期限の延長（令和3年4月15日まで）

(8) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(9) 農林水産事業者への支援

① 資金繰り支援

- ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)

② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

③ 需要喚起・販売促進

- ・ 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米 100%を原料にした日本酒 2,500 円の購入毎に、直売所で使える 500 円の金券を配布）

11 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則 7 割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策
 - ・ 時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
 - ・ サテライトオフィスの活用
 - ・ テレビ会議システムの活用
 - ・ マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・ 出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
 - ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者 7 割削減の要請

(2) 予算の早期実施

- ・ 国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和 3 年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。（令和 2 年 7 月 1 日付）
 - ・ 健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・ 感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・ 健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和 3 年 1 月 25 日付）
- 庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

(4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。

（相談窓口一覧 URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>）

12 家庭内及び地域内における感染症拡大防止策

家庭内・地域内の感染拡大防止を防ぐため、地域活動を担う婦人会等の地域団体に対し、看護師等の派遣を行い、家庭内における感染症拡大防止策等の知識啓発活動の支援を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)
(令和2年 4月17日改定)
(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 4月28日改定)
(令和2年 5月 4日改定)
(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月21日改定)
(令和2年 5月26日改定)
(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)
(令和2年 7月17日改定)
(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 7月29日改定)
(令和2年 8月 1日改定)
(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)
(令和2年10月14日改定)
(令和2年11月 5日改定)
(令和2年11月11日改定)
(令和2年11月18日改定)
(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)
(令和2年12月24日改定)
(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月12日改定)
(令和3年 1月22日改定)
(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月22日改定)
(令和3年 3月 4日改定)
(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)
(令和3年 4月 2日改定)
(令和3年 4月 9日改定)

第4波急拡大！ 感染防止緊急要請

県内の新規感染者数は300人を超える日が続き、昨日は、過去最多の507人となるなど感染が急拡大しています。入院できない患者が1000人を超え、手術や救急搬送に支障が生じるなど医療体制は危機的状況にあります。

そのため、まん延防止等重点措置区域を拡大し対策を強化することとしました。何としても感染の増大を防がねばなりません。

事業者の皆様には、厳しい状況が続きますが、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆様へのお願い

1. 営業時間の短縮

- これまでの神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市に加え、4月22日から阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）及び明石市を「まん延防止等重点措置区域」に追加します。飲食店等は5月5日まで20時までの営業時間の短縮をお願いします。
- 東播磨地域（明石市を除く）及び中播磨地域の飲食店等は、引き続き、営業時間を21時までとし、期間を5月5日まで延長します。

2. 感染対策の徹底

- 飲食店等では、次の取組の徹底をお願いします。
アクリル板設置又は適切な距離確保、消毒液の設置、換気の徹底、入場者のマスク着用、発熱等症状者の入場禁止、従業員の検査受診の勧奨、飲食店でのカラオケ利用自粛
- 各企業の従業員等に対し、歓送迎会や懇親会の自粛を徹底してください。
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進してください。

令和3年4月15日

兵庫県知事

井戸敏三

第4波急拡大！ 感染防止緊急要請

県内の新規感染者数は300人を超える日が続き、昨日は、過去最多の507人となるなど感染が急拡大しています。入院できない患者が1000人を超え、手術や救急搬送に支障が生じるなど医療体制は危機的状況にあります。

そのため、まん延防止等重点措置区域を拡大し対策を強化することとしました。何としても感染の増大を防がねばなりません。

県民の皆様には、感染防止を我が事としてとらえ、必ず感染しない・させないとの強い思いで、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

県民の皆様へのお願い

1. 外出の自粛

- 県全域での不要不急の外出・移動を自粛してください。
特に大阪など県境を越えたまん延防止等重点措置区域への往来は自粛してください。

2. 飲食店等での注意

- 感染対策を行っていない飲食店、カラオケ店などへの出入りを自粛してください。
特に、大阪などまん延防止等重点措置区域での飲食は控えてください。
- 飲み会(宅飲み)など大人数・長時間(2次会には行かない)の飲食は自粛してください。
- 会食後、数日間は人との接触に注意するなど、「人にうつさない」行動をしてください。

3. 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をしてください。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をしてください。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をしてください。

4. 若い方々のリスクの高い行動の自粛

- 会食などリスクの高い場面を避けてください。
- 歓送迎会・新歓コンパや宅飲みなど飲み会を自粛し、さらに路上飲み、公園飲みは絶対にやめてください。
- 大学や企業の食堂、構内等での飲食や談話時には3密を回避してください。
- 部活動・サークル活動などの際には、マスクの着用・手指消毒など感染防止対策を徹底してください。

令和3年4月15日

兵庫県知事

井戸敏三

家庭における新型コロナウイルス感染防止対策について

I ウイルスを家庭に持ち込まない

1 リスクの高い行動の自粛

- ① 不要不急の外出・感染拡大地域への移動の自粛
- ② 感染防止が徹底されていない感染リスクが高い施設の利用の自粛 等

2 基本的な感染対策の徹底

- ① 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉、密集、密接）の回避
- ② 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
 - 1) 飲酒を伴う懇親会等
 - 2) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - 3) マスクなしでの会話
 - 4) 狭い空間での共同生活
 - 5) 休憩室、喫煙所、更衣室等

II ウイルスを家庭内に広げない

1 「人にうつさない行動」の実施

- 会食など感染リスクの高い行動後、一定期間は、できるだけ家族においても、人との接触に注意するとともに、家庭内でもできるだけ、マスクを着用
- 2 帰宅後、マスクの表面に触れないよう処分し、外した後は、必ず石鹸で手洗い
 - 3 こまめな手洗い、アルコール消毒の実施、定期的な換気や適度な保湿の実施
 - 4 咳や発熱など症状がある場合には、可能な限り、個室の確保や共有スペースの導線の分離など行い、手で触れられる共有部分の消毒を実施

III ウイルスを家庭外に広げない

- 1 毎日の検温実施など家族全員の健康管理を実施
- 2 咳や発熱など症状がある場合には、通勤・通学を含め外出を控え、電話でかかりつけ医等に相談
- 3 家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合などには、勤務先や学校等に連絡のうえ、出勤や登校を自粛
- 4 家族が感染した場合は、保健所の指導に従い検査を受検するとともに、家庭内感染に注意し、健康観察中は外出を自粛
- 5 家庭内感染が急増しており、健康状態に特に問題がなくとも、家庭から職場・学校・施設へのウイルス持ち込みによるクラスターを発生させないなど、感染防止対策の徹底